

特定非営利活動法人たしざん定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たしざんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区東大泉七丁目46番14号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、すべての人が同じ地域で心豊かに生活できる共生社会の実現に向けて、特に障害者を対象として、障害者の意思が最大限尊重されながら、生活全般を地域社会において営むことができるように多様な福祉サービスを総合的に提供することにより、障害者福祉の発展、向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 就農を支援する事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な特定非営利活動事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 その他の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 入会金及び会費の額

(9) 資産の管理の方法

(10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任

者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示し、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置くことで行う。

但し、法第31条の10、第31条の12に規定する事項については、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	前 田 典 子
副理事長	金 井 晶 子
理 事	嶋 崎 和 代
監 事	船ヶ山 成 美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体） 0円 賛助会員（個人・団体） 0円

(2) 年会費 正会員（個人・団体） 6,000円 賛助会員（個人・団体） 1口 3,000円

(1口以上)

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 たしざん

1 事業実施の方針

令和7年度は、6月に統合再編する「たしざん福祉作業所 大泉学園駅前（就労継続支援B型）」、「たしざん生活実習所（生活介護）」に加え、4つのGHユニット「たしざんグループホーム（共同生活援助）」に成人・子どもの「たしざん相談支援ステーション（特定相談支援/障害児相談支援）」を主な活動の柱とする。

今年度は、「たしざん福祉作業所 大泉学園駅前」の工賃を東京都平均の23,534円に到達できるよう主に以下の2つの取り組みを行う。1）福祉作業所に併設しているカフェを充実させる。2）6年目のノウフクたしざんは、7月に賃借予定の新座市の畑でも無農薬栽培を行い、農作面積を増やし、収穫高をあげる。農業研修に若手職員を派遣することで、ソフト面でも一層充実させる。

練馬区から受託した「街角ケアカフェ」は、地域の高齢者と引き続き交流出来るように、「折り紙教室」と全員参加型の音楽会の維持を定着させていく。

共同生活援助は、昨年の第三者評価で指摘された入居者の自立を目指す取り組みとして、初のサテライト型GHを開設し、GHは終の棲家ではない事を実証していく。

特定相談支援事業は、現在引き受けている成人・子どもの利用者が安定して福祉サービスを受けられるように援助していく。

令和7年度は、令和6年から手掛けている各事業所の基盤の再編・統合などを経て、運営・経営が安定していくように事業運営をしていく。今後の法人の継続発展を見据え、福利厚生の一環として、理事長による勉強会を若手職員の知識・技術面における育成をサポートする為、引き続き行う。

本部機能は、会計・労務分野のより一層の透明度のアップに取り組み、法人の経営面を裏で支えていく。

法人のモットーである「障がいをもつ利用者、会員、賛同者、野菜応援団などが前年度より少しずつ増え、利用者の出来る事が一つ一つ増えるように関わって下さる方が一人ひとり増えるよう」に法人努力を重ねていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【139,940】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	たしざん福祉作業所大泉学園駅前 就労支援事業 パンや野菜の販売、カフェ	週5日	練馬区東大泉	20人	練馬区住人 障害者	3,000人	40,000
	たしざん生活実習所生活介護事業	週5日	練馬区東大泉	20人	練馬区住人 障害者	20人	40,000
	たしざんグループホーム共同生活援助事業	週7日	練馬区貫井・桜台・栄町・東大泉	23人	練馬区住人 障害者	23人	57,500
就農を支援する事業	たしざん福祉作業所大泉学園駅前無農薬野菜栽培	週5日	練馬区西大泉新座市	10人	練馬区住人 障害者	600人	2,000
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業運営	週2日	練馬区東大泉	1人	障害者で相談支援を受けられるもの及びその家族	12人	240
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業開始	随時	練馬区東大泉	1人	障害児で相談支援を受けられるもの及びその家族	10人	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 たしざん

1 事業実施の方針

令和8年度は、新たな事業として、児童福祉法に基づく通所支援事業を開始する予定である。昨年度、統合再編した「たしざん福祉作業所 大泉学園駅前（就労継続支援B型）」、「たしざん生活実習所（生活介護）」に加え、4つのGHユニット「たしざんグループホーム（共同生活援助）」に成人・子どもの「たしざん相談支援ステーション（特定相談支援/障害児相談支援）」に加えた新たな活動の柱となるように取り組みたい。

今年度、新たに取り組む「たしざんことばと発達の支援室」は、法人始まっての児童通所施設であるが、理事長の専門分野であることや障害児相談支援でも実績をあげてきた。その実績から保護者の声を取り入れ、今までの成人分野での農福連携事業と連携をすることで障がい児や保護者の未来予想図を描けるように支援をしていきたい。それだけでなく、農福連携事業の本来の目的である共生社会への実現を目指して、助成金を活用しながら、ユニバーサル農園での収穫体験活動をより強化していく。練馬区から受託した「街角ケアカフェ」での音楽会は、初めて会場を借りての取り組みが出来たことから、引き続き、地域の障がい児から高齢者と交流が盛んに出来るように、定着させていく。共同生活援助は、満床を目指し、一人ひとりの入居者の安定した生活を目指していく。特定相談支援事業は、現在引き受けている成人・子どもの利用者が安定して福祉サービスを受けられるように援助していく。

令和8年度は、新たな事業が加わることで、法人がゆりかごから墓場までの福祉サービス全般にわたり、サービスが行えるように基盤整備をしていく。本部機能は、会計・労務分野のより一層の透明度のアップに取り組み、法人の経営面を裏で支えていく。法人のモットーである「障がいをもつ利用者、会員、賛同者、野菜応援団などが前年度より少しずつ増え、利用者の出来る事が一つ一つ増えるように関わって下さる方が一人ひとり増えるよう」に法人努力を重ねていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【159,940】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく福祉サービス事業	たしざん福祉作業所大泉学園駅前 就労支援事業	週5日	練馬区東大泉	14人	練馬区住人障害者	3,000人	40,000
	たしざん生活実習所生活介護事業	週5日	練馬区東大泉	11人	練馬区住人障害者	20人	40,000
	たしざんグループホーム共同生活援助事業	週7日	練馬区貫井・桜台・栄町・東大泉	12人	練馬区住人障害者	23人	57,500
就農を支援する事業	たしざん福祉作業所大泉学園駅前無農薬野菜栽培	週5日	練馬区西大泉新座市	3人	練馬区住人障害者	600人	2,000
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業運営	週2日	練馬区東大泉	1人	障害者で相談支援を受けるもの及びその家族	12人	240
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	随時	練馬区東大泉	2人	障害児で相談支援を受けるもの及びその家族	10人	200
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	障害児通所支援事業開始	週5日	練馬区東大泉	5人	障害児で通所支援を受けるもの及びその家族	10人	20,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人たしざん
(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1	受取会費		51,000
	正会員受取会費	45,000	
	賛助会員受取会費	0	
	受取入金	6,000	
2	受取寄附金		0
	受取寄附金	0	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		155,000,000
	受取補助金	18,000,000	
	受取助成金	500,000	
	訓練等給付費収入	120,000,000	
	利用者負担金収入	12,000,000	
	特定費用収入	4,000,000	
	計画相談支援給付費収入	500,000	
4	事業収益		6,000,000
	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	5,400,000	
	就農を支援する事業	600,000	
5	その他の収益		0
		0	
経常収益計			161,051,000
(B) 経常費用			
1	事業費		71,500,000
	(1) 人件費		71,500,000
	給料手当	60,000,000	
	賞与	5,000,000	
	法定福利費	5,500,000	
	通勤費	1,000,000	
	(2) その他経費		68,440,000
	旅費交通費	1,000,000	
	通信運搬費	1,000,000	
	消耗品費	1,500,000	
	減価償却費	4,000,000	
	修繕費	2,200,000	
	水道光熱費	4,000,000	
	地代家賃	35,000,000	
	材料費	16,000,000	
	商品仕入	800,000	
	支払手数料	140,000	
	車両費	1,000,000	
	保険料	300,000	
	雑費	1,500,000	
事業費計			139,940,000
2	管理費		0
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		2,500,000
	通信運搬費	300,000	
	消耗品費	200,000	
	修繕費	500,000	
	リース料	300,000	
	支払手数料	350,000	
	水道光熱費	150,000	
	広告宣伝費	500,000	
	雑費	200,000	
管理費計			2,500,000
経常費用計			142,440,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①			18,611,000
(C) 経常外収益			
	受取利息	60	
	受取配当金	1,500	
	雑収入	50,000	
経常外収益計			51,560
(D) 経常外費用			
	支払利息	30,000	
	雑損失	20,000	
経常外費用計			50,000
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②			1,560
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			18,612,560
	法人税、住民税及び事業税・・・④		
	前期繰越正味財産額・・・⑤	45,976,168	
次期繰越正味財産額③-(④)+⑤			64,588,728

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人たしざん

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費			51,000
正会員受取会費		45,000	
賛助会員受取会費		0	
受取入会金		6,000	
2 受取寄附金			0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			185,000,000
受取補助金		18,000,000	
受取助成金		500,000	
訓練等給付費収入		120,000,000	
利用者負担金収入		12,000,000	
特定費用収入		4,000,000	
計画相談支援給付費収入		500,000	
障害児通所給付費収入		30,000,000	
4 事業収益			6,000,000
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業		5,400,000	
就農を支援する事業		600,000	
5 その他の収益			0
			0
経常収益計			191,051,000
(B) 経常費用			
1 事業費			80,500,000
(1) 人件費			
給料手当		68,000,000	
賞与		5,500,000	
法定福利費		6,000,000	
通勤費		1,000,000	
(2) その他経費			79,440,000
旅費交通費		1,000,000	
通信運搬費		1,000,000	
消耗品費		2,000,000	
減価償却費		4,000,000	
修繕費		2,200,000	
水道光熱費		4,500,000	
地代家賃		45,000,000	
材料費		16,000,000	
商品仕入		800,000	
支払手数料		140,000	
車両費		1,000,000	
保険料		300,000	
雑費		1,500,000	
事業費計			159,940,000
2 管理費			0
(1) 人件費			
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			2,500,000
通信運搬費		300,000	
消耗品費		200,000	
修繕費		500,000	
リース料		300,000	
支払手数料		350,000	
水道光熱費		150,000	
広告宣伝費		500,000	
雑費		200,000	
管理費計			2,500,000
経常費用計			162,440,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			28,611,000
(C) 経常外収益			
受取利息		60	
受取配当金		1,500	
雑収入		50,000	
経常外収益計			51,560
(D) 経常外費用			
支払利息		30,000	
雑損失		20,000	
経常外費用計			50,000
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			1,560
税引前当期正味財産増減額 (1)+② . . . ③			28,612,560
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			
前期繰越正味財産額 . . . ⑤		64,588,728	
次期繰越正味財産額 (3)-④+⑤			93,201,288